日本福祉大学学則(案)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は学校教育法に則り、人間および社会に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かなる思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする。

(教育の目標)

- **第2条** 本学は、真理の探究と人間の尊厳を基に、21世紀の新しい福祉社会持続可能な地域社会の構築に貢献する指導的人材を育成する。
- 2 学部・学科における教育の目標は、別に定める。

第2節 構成

(学部・学科)

第3条 本学に次の学部および学科を置く。

社会福祉学部

社会福祉学科

経済学部

経済学科

福祉経営学部

医療・福祉マネジメント学科(通信教育)

健康科学部

リハビリテーション学科

福祉工学科

子ども発達学部

子ども発達学科

心理臨床学科

国際福祉開発学部

国際福祉開発学科

看護学部

(収容定員)

第4条 本学の収容定員は次のとおり定める。

社会福祉学部

社会福祉学科

入 学 定 員 490名 編入学定員 (3年次) 40名

収 容 定 員 2,040名

経済学部

経済学科

入学定員 200名

収容定員 800名

福祉経営学部

医療・福祉マネジメント学科 (通信教育)

入 学 定 員 800名 編入学定員 (3年次) 400名

収容定員 4,000名

健康科学部

リハビリテーション学科

理学療法学専攻

入学定員 40名

収 容 定 員 160名

作業療法学専攻

入学定員 40名

収 容 定 員 160名

介護学専攻

入学定員 40名

収 容 定 員 160名

福祉工学科

入学定員 70名

収 容 定 員 280名

子ども発達学部

子ども発達学科

入学定員 180名

収容定員 720名

心理臨床学科

入学定員 135名

収容定員 540名

国際福祉開発学部

国際福祉開発学科

 入学定員
 80名

 収容定員
 320名

看護学部

看護学科

入 学 定 員 100名 収 容 定 員 400名

2 子ども発達学部子ども発達学科に保育専修と学校教育専修を置く。同専修の定員は、子ども発達学部授業科目履修規程で定める。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

(付置機関)

第6条 本学に次の付置機関を置く。

- (1) 全学教育センター
- (2) 社会福祉実習教育研究センター
- (3) 教職課程センター
- (4) 保育課程センター
- (5) 障害学生支援センター
- (6) 学生相談保健センター
- (7) ボランティアセンター
- (8) 福祉社会開発研究所
- (9) 知多半島総合研究所
- (10)健康科学研究所
- (11)心理臨床研究センター
- (12) 生涯学習センター
- (13)スポーツ教育センター
- 2 各付置機関に関する規則は別に定める。

(付属図書館)

第7条 本学に付属図書館を置く。

2 付属図書館に関する規則は別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第8条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授・准教授・助教・助手

(3) 事務職員·技術職員·施設管理職員

第4節 評議会・教授会

(評議会)

第9条 本学に、本学の重要事項を審議するため評議会を置く。

- 2 評議会は次の各号に掲げる評議員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長補佐
 - (4) 総合企画室長
 - (5) 教務部、学生部、入試部および就職部の各部長
 - (6) 総合研究機構長
 - (7) 地域連携推進機構長
 - (8) 社会福祉学部、経済学部、福祉経営学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部および看護学部の各学部長
 - (9) 全学教育センター長
 - (10)大学院委員長
 - (11)福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科および国際社会開発研究科の各研究科長
 - (12)付属図書館長
 - (13)社会福祉学部、経済学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部 および看護学部の各教授会構成員から選出された各2名
 - (14)福祉経営学部の教授会構成員から選出された1名
 - (15)大学事務局長
- 3 評議会の審議事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 学則およびそれに付属する諸規則の制定・改廃に係わる事項
 - (2) 学部・学科その他重要な施設の設置・廃止に関する事項
 - (3) 大学の将来計画に係わる事項
 - (4) 教員人事に関する基本事項(教員採用計画・教員組織に関する基本方針)
 - (5) 研究に関する基本事項
 - (6) 大学院に関する基本事項
 - (7) 付属機関運営の基本方針に関する事項
 - (8) 大学広報・学生募集・就職に関する基本事項
 - (9) 入学試験に関する基本事項
 - (10)学生指導に関する基本事項
 - (11)年度毎の事業計画および教育計画に関する基本事項
 - (12)付属付置機関長等の選任に関する事項

- (13)全学的教育の推進・実施に関する事項
- (14)教員の人事制度改革に関する事項
- (15)教育・研究等の点検・評価に関する事項
- (16) その他大学全体に関する重要事項で大学評議会が必要と認める事項
- 4 評議会に関する必要な事項は別に定める。

(教授会)

第10条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授及び助教をもって組織する。
- 3 教授会の審議事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、全学部の決定を要する事項については、これを除く。
 - (1) 学生の進級・留年または卒業に関する事項
 - (2) 学生の学籍に関する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 学部学生の指導に関する事項
 - (5) 教員人事(学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・ 派遣等)に関する事項
 - (6) 大学評議員の選出
 - (7) 学部の将来計画に関する事項
 - (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (9) 学部の教育計画に関する事項
 - (10) 学部の研究に関する事項
 - (11)学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
 - (12)大学評議会から委嘱された事項
 - (13)その他学部長および教授会が必要と認める事項
- 4 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第5節 学年・学期および休業日

(学年)

第11条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 (学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで 後学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第13条 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

- (3) 本学創立記念日 6月6日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年数

(修業年数)

第14条 学部の修業年限は4年とする。

(在学年数)

第15条 学生は8年をこえて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年始とする。

(入学資格)

- **第17条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が 定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文 部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 入学志願者は、所定の入学願書に第56条に定める入学検定料および指定す

る書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

(入学志願者の選考)

第19条 前条の入学志願者の選考は、調査書、学科試験およびその他必要な書類などによって行なう。

(入学許可および入学手続)

- **第20条** 前条の選考の結果、入学を許可された者は、指定された期日までに、保証 人2名連署の在学誓書および所定の書類を提出し、別に定める学費を納めなければ ならない。
- 2 入学を許可された者が前項に定める手続きを行なわないときは、入学許可はその 効力を失う。

(保証人)

- **第21条** 保証人は、入学生に係る一切の責任を負うことのできる独立生計者2名とし、 次の各号の定めるところにより1名を正保証人、他の1名を副保証人とする。
 - (1) 正保証人は父母またはこれに準ずるものとする。
 - (2) 副保証人は親族またはこれに準ずるものとする。
- 2 保証人が死亡、その他の理由により、その責任を負うことのできないときは、新 たに保証人を定めなおして在学誓書を提出しなければならない。 (改姓等)
- **第22条** 学生または保証人が改姓・改名・転籍、転居をしたときは、ただちに証明 書類を添えて、その旨を届けなければならない。

(編入学・転入学)

- **第23条** 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学または転入学を願い出たときは、第4条の編入学定員の定めにより、選考のうえ入学を許可する。ただし、編入学定員を定めていない学部学科で、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。
 - (1) 大学を卒業した者または退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立養護教諭養成所または国立工業教員養成所を 卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
 - (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規 定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または 卒業した者
 - (5) 第1号、第2号に相当する外国の大学等を卒業した者
- 2 本学へ編入学または転入学を志願する者は第56条に定める入学検定料および指定する書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。
- 3 第1項の定めにより入学を許可された者の、すでに履修した授業科目および単位 数ならびに在学すべき年数の認定は教授会が行なう。

- 4 本条により入学した学生の最長在学年数は、第15条の定めにもかかわらず、前項 で定める在学すべき年数の2倍以内とする。
- 5 その他、本学への編入学および転入学に関する規則については別に定める。

第3節 教育課程および履修方法等

(授業科目)

- 第24条 本学における授業科目および単位数は、別表1のとおりとする。
- 2 授業科目の履修に関する規則については別に定める。

(メディアを利用して行う授業)

- **第25条** 多様なメディアを高度に利用して行う授業は、パーソナルコンピューター その他双方向の通信手段によって行う。
- 2 前項の授業を実施する授業科目については、授業科目履修規程において定める。 (単位計算方法)
- 第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して各学部が定める授業時間をもって1単位とする。

(年間授業実施调)

- **第27条** 1年間の授業週は、定期試験等も含め35週を下らないものとする。 (教育課程の編成)
- **第28条** 教育課程は、別表1に定める授業科目を各年次に配当して編成するものとする。

(履修届)

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届出なければならない。

(他大学・他学部等における授業科目の履修)

- **第30条** 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学における履修により修得した授業科目の単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学における履修により修得した授業 科目の単位認定に際しても準用する。
- 3 学生が休学中に他大学等で学修した授業科目の単位についても前二項の規定を 適用する。

- 4 学生は、他学部(他学科・他専攻を含む) 開講科目のうち、大学の指定する授業 科目について履修することができる。
- 5 第1項から第4項により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として所属学部において修得した単位とみなすことができる。
- 6 前5項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学又は、高 等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学 における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項から第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。 (卒業単位)
- **第32条** 本学を卒業するためには、次の各号に定める学部所定の単位を修得しなければならない。
 - (1) 社会福祉学部

社会福祉学科

総合基礎科目 28単位以上

専門科目 66単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて124単位以上を修得しなければならない。

(2) 経済学部

経済学科

総合基礎科目 26単位以上

専門科目 68単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて124単位以上を修得しなければならない。

(3) 健康科学部

リハビリテーション学科

理学療法学専攻

総合基礎科目 14単位以上

専門基礎科目・専門科目 100単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得 しなければならない。

作業療法学専攻

総合基礎科目 14単位以上

専門基礎科目・専門科目 104単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

介護学専攻

総合基礎科目 14単位以上

専門基礎科目・専門科目 84単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

福祉工学科

総合基礎科目 10単位以上

専門基礎科目・専門科目 80単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

(4) 子ども発達学部

子ども発達学科

総合基礎科目 28単位以上

専門科目 66単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

心理臨床学科

総合基礎科目 28単位以上

専門科目 66単位以上

総合基礎科目と専門科目あわせて計124単位以上を修得しなければならない。

(5) 国際福祉開発学部

国際福祉開発学科

総合基礎科目 30単位以上

専門基礎科目・専門科目 64単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計 124 単位以上を修得 しなければならない。

(6) 看護学部

看護学科

総合基礎科目 16単位以上

専門基礎科目・専門科目 108単位以上

総合基礎科目と専門基礎科目・専門科目あわせて計 124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 全学教育センター科目は、総合基礎科目として卒業単位に算入する。
- 3 第55条に定める外国人および帰国生徒が、外国人・帰国生徒の特例科目の単位を 修得したときは、これらの単位をもって別に定める所定の科目に代えることがで きる。

(資格)

第33条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に定めるもの

のほか、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修 得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

本学の学部の学科において当該所要資格を修得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科	教員の免許状の種類	免許教科
社会福祉学部	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
 経済学部	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民
経済学科 	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
子ども発達学部		
子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状	
保育専修		
子ども発達学部		
子ども発達学科	小学校教諭一種免許状	41.4
学校教育専修	中学校教諭一種免許状	社会
フ 1×1 7×1+24-pp	高等学校教諭一種免許状	公民
子ども発達学部	特別支援学校教諭一種免許状	特別支援教育
心理臨床学科	(知的障害者 肢体不自由者)	
国際福祉開発学部	中学校教諭一種免許状	英語
国際福祉開発学科	高等学校教諭一種免許状	英語

- 2 社会福祉学部社会福祉学科、健康科学部福祉工学科、および同学部リハビリテーション学科介護学専攻で、社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉士および介護福祉士法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 3 社会福祉学部社会福祉学科で精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようと する者は、前条に定めるもののほか、精神保健福祉士法および同法施行規則に定 める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は 別に定める。
- 4 社会福祉学部社会福祉学科および子ども発達学部子ども発達学科で、保育士の資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。

- 5 健康科学部福祉工学科で、一級建築士または二級・木造建築士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 6 健康科学部リハビリテーション学科では、前条に定める科目を取得することにより、理学療法学専攻では理学療法士国家試験受験資格が、作業療法学専攻では作業療法士国家試験受験資格が、介護学専攻では介護福祉士国家試験受験資格を取得することができる。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 7 看護学部看護学科では、前条に定める科目を修得することにより、看護師国家試験受験資格を取得することができる。資格取得に関わる履修に関する規則は別に 定める。
- 8 看護学部看護学科で保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 9 社会福祉学部社会福祉学科で、スクールソーシャルワーカーの資格を取得しようとする者は、前条に定めるほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 10 経済学部でスポーツプログラマー受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 11 経済学部でアシスタントマネージャー受験資格を取得しようとする者は、前条に 定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履 修に関する規則は別に定める。
- 12 経済学部で社会調査士を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。
- 13 障害者スポーツ指導員初級および中級 (健康科学部のみ)を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、所定の単位を修得しなければならない。資格取得に関わる履修に関する規則は別に定める。

(単位の認定)

- 第34条 各授業科目の単位履修の認定は試験による。
- 2 試験に関する規則は別に定める。

(既修得単位の認定)

第35条 本学入学以前に、大学または短期大学において修得した単位および特別に 本学が認めた教育課程により修得した単位について、教育上有益と認められると きは本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 前項により、認定できる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第30条第1項から第3項および第31条第1項により大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 その他既修得単位の認定に関する規則については別に定める。 (成績)
- **第36条** 試験の成績はS・A・B・C およびD の 5 段階とし、S・A・B・C は合格、D は不合格とする。

第4節 休学・復学・転学・転部・転科・退学・除籍・再入学

(二重学籍の禁止)

- **第37条** 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学に正規学生または研究生として入学できない。
- 2 本学に正規学生または研究生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、 大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。 (休学)
- **第38条** 疾病またはやむを得ない理由により一学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。
- 2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書または詳細な理由書を添えて、 保証人連署の上、願い出なければならない。 (休学期間)
- **第39条** 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間 の延長を認めることがある。
- 2 休学期間は通算して4年をこえることができない。また第23条により入学した者は、同条第3項に定める在学すべき年数をこえることができない。
- 3 休学期間は第15条および第23条第4項の在学年数に算入しない。 (復学)
- **第40条** 休学期間が満了した者および休学期間満了以前に復学しようとする者は、 保証人連署の上、復学を願い出なければならない。 (転学)
- **第41条** 他の大学へ転学しようとする学生が、保証人連署の上願い出た場合には、 事情により許可することがある。

(転籍)

- **第42条** 学内の他の学部あるいは所属学部内の他の学科等へ転籍を希望する者のあるときについては、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ許可することがある。
- 2 転籍を志願する者は第56条に定める検定料および指定する書類を添えて所定の

期日までに願い出なければならない。

3 転籍に関する事項は別に定める。

(退学)

第43条 疾病またはやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書または、詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第44条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
 - (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第15条および第23条第4項で定める在学年数をこえた者
 - (3) 第39条第2項に定める休学期間をこえてなお復学できない者
 - (4) 死亡した者

(再入学)

第45条 第43条により退学した者または前条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願い出た時は、選考の上再入学を許可することがある。

第5節 卒業および学位の授与

(卒業)

第46条 本学に4年(第23条第1項の定めるところにより入学した者については、同条第3項により定められた在学すべき年数)以上在学、かつ第4学年を修了し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第47条 本学を卒業した者には、本学学位規則の定めるところにより学位を授与する。

第6節 賞罰

(表彰)

第48条 学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。 (懲戒)

- **第49条** 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、 その情状により次の懲戒を加える。
 - (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学

- 2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第7節 厚生施設

(学生寮)

第50条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(保健室)

第51条 本学に保健室を置く。

第8節 研究生・科目等履修生・聴講生・外国人留学生

(研究生)

- **第52条** 本学において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、 教育・研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として許可することがある。
- 2 研究生に関する規則は別に定める。
- 3 研究生の入学検定料等納付金については別表6のとおりとする。 (科目等履修生)
- **第53条** 本学における授業科目のうち、1科目または数科目を選択して受講しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生の入学検定料等納付金については別表7のとおりとする。
- 3 本学における授業科目のうち、特に「幼稚園教諭免許取得に関する特例科目」および「保育士資格取得に関する特例科目」を受講しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生(幼保特例)として許可することがある。
- 4 科目等履修生(幼保特例)に係る入学検定料等納付金については別表10のとおり とする。
- 5 その他科目等履修生および科目等履修生(幼保特例)に関する規則は別に定める。 (聴講生)
- **第54条** 本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、 教育・研究に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として許可することがある。
- 2 聴講生に関する規則は別に定める。
- 3 聴講生の入学検定料等納付金については別表8のとおりとする。

(外国人留学生)

- **第55条** 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 前項の外国人留学生に対しては、第24条に掲げるもののほか、日本語科目および 日本事情に関する科目を置くことができる。

第9節 入学検定料・学費

(入学検定料・転籍試験検定料)

第56条 入学検定料および転籍試験検定料は別表2のとおりとする。

2 学長が必要と認めた場合は、前項にかかわらず減免を行なうことができる。 (学費)

第57条 学費は別表3のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、課程登録費を別表4、実習費等を別表5のとおり徴収する。
- 3 休学者(休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合)について は当該学期の学費は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。在籍料は別表9のと おりとする。
- 4 学費の納付に関する規則は別に定める。

(納付した検定料・学費)

第58条 納付された入学検定料・学費の返還の取り扱いについては別に定める。

第10節 通信教育課程

(通信教育課程)

第59条 本大学に通信教育課程を置く。

2 通信教育課程に関し、本学則に定めのない事項については別に定める。

附則

- 1 本学則施行に必要な規則は、別に定める。
- 2 本学則は、昭和32年4月1日より施行する。

3~67 (省略)

68 本規則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

別表1

- (1) 社会福祉学部 (省略)
- (2) 経済学部 (省略)
- (3) 健康科学部リハビリテーション学科・福祉工学科 (省略)
- (4) 子ども発達学部 (省略)
- (5) 国際福祉開発学部 (省略)
- (6) 看護学部
- ①総合基礎科目

授業科目名	必修	選択
英語コミュニケーションI	1	
英語コミュニケーションⅡ	1	
英語コミュニケーションⅢ	1	
英語コミュニケーションIV	1	
基礎ゼミナール I	1	
基礎ゼミナールⅡ	1	
化学	2	
情報処理演習		2
健康・スポーツ		1
日本の歴史		4
心理学		2
政治学		2
哲学		2
グローバル教養		2
異文化理解		2
法と社会(日本国憲法)		4
社会学		2

②専門基礎科目

授業科目名	必修	選択
人間の形態と機能 I	2	
人間の形態と機能Ⅱ	1	
生化学	1	
微生物学	1	
人間工学	1	
ストレス心理学	1	
人間関係論	1	
病理学	1	
疾病論 (内科系)	2	
疾病論 (外科系)	2	
疾病論 (小児系)	1	
疾病論 (母性系)	1	
疾病論 (精神系)	1	
臨床薬理学	1	
臨床検査学	1	
臨床栄養学	1	
健康管理学	2	
保健行動論	2	
公衆衛生学	2	
社会福祉学	2	
家族社会学	2	
疫学	2	
保健医療福祉政策論	2	
保健医療統計学	1	

③専門科目

授業科目名	必修	選択	授業科目名	必修	選択
看護学概論(概念・理論・歴史)	2		看護学研究方法論	1	
看護管理概論	2		卒業研究 I	1	
看護倫理	1		卒業研究Ⅱ	1	
災害看護	1		看護統合実習	2	
看護過程演習	1		多職種連携論	1	
看護技術演習 I	2		看護感染論		2
看護技術演習Ⅱ	2		看護教育論		2
看護技術演習Ⅲ	1		緩和ケア論		2
基礎看護学実習 I	1		リハビリテーション看護論		2
基礎看護学実習Ⅱ	2		国際看護論		2
成人看護学概論	2		家族看護論		2
成人慢性期看護方法論	2		統合看護基礎技術演習		1
成人急性期看護方法論	2		チーム医療連携演習		1
老年看護学概論	2		国際保健演習		1
老年看護方法論	2		公衆衛生看護方法論Ⅱ		2
小児看護学概論	2		公衆衛生看護方法論Ⅲ		2
小児看護方法論	2		公衆衛生看護管理活動論		2
母性看護学概論	2		公衆衛生看護学実習 I		3
母性看護方法論	2		公衆衛生看護学実習Ⅱ		2
精神看護学概論	2				
精神看護方法論	2				
成人看護学慢性期実習	3				
成人看護学急性期実習	3				
老年看護学実習 I	1				
老年看護学実習Ⅱ	1				
老年看護学実習Ⅲ	2				
小児看護学実習	2				
母性看護学実習	2				
精神看護学実習	2				
在宅看護論	2				
在宅看護方法論	2				
在宅看護論実習	2				
公衆衛生看護学概論	2				
公衆衛生看護方法論 I	2				

(7) 全学教育センター科目

授業科目名	必修	選択
日本福祉大学の歴史		2
知多学		2
こころとからだ		2
福祉社会入門		2
視覚障害者支援論		2
聴覚障害者の理解と支援		1
ろう文化と手話		2
法入門		2
地震と減災社会		2
福祉の力		2
コミュニケーション力演習		2
文章作成力演習		2
国内留学フィールド・スタディI		1
国内留学フィールド・スタディⅡ		1
国内留学フィールド・スタディⅢ		1

(8) 資格関係科目 (省略)

別表2

大学入試センター利用入学試験の検定料	15,000円
同日同種の入学試験で併願が認められている場合に、1追加出願するた	10,000円
めの検定料	
AO入学試験	
第1次選考検定料	10,000円
第2次選考検定料	25,000円
上記以外の入学試験の検定料	35,000円
転籍試験(転学部)の検定料	20,000円
転籍試験(転科・転専攻・転専修)の検定料	10,000円

別表3

	入学金 (入学時のみ)	授業料 (年額)	施設維(年額		実験実習費 (年額)	備	考
社会福祉学部 社会福祉学科			(省	略)			
経済学部 経済学科			(省	略)			
健康科学部 リハビリテーション学科			(省	略)			
理学療法学専攻 作業療法学専攻			(F)	М П /			
健康科学部 リハビリテーション学科			(省	略)			
介護学専攻 健康科学部 福祉工学科			(省	略)			
子ども発達学部 子ども発達学科			(省	略)			
子ども発達学部 心理臨床学科			(省	略)			
国際福祉開発学部 国際福祉開発学科			(省	略)			
看護学部 看護学科	200,000円	965,000 円	400,00	00 円	285,000円		

別表 4 (省略)

別表 5 (省略)

別表6 (省略)

別表7 (省略)

別表8 (省略)

別表9 (省略)

別表10 (省略)

日本福祉大学学部教授会運営規則

(目的)

- **第1条** 学部教授会に関する事項は、この規則に定めるところによる。 (構成)
- 第2条 学部教授会は、当該学部に所属する教授、准教授、講師をもって構成する。
- 2 任用期間に定めのない助教は、学部教授会構成員とすることができる。 (役職者)
- 第3条 学部教授会に学部長を置く。
- 2 学部長を補佐するため学部長補佐を置くことができる。
- 3 第1項・2項に定める役職者の任期は2年とし、再任を妨げないが、学部長については連続して最長3期6年を上限とする。ただし、学部長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学部長は学部教授会で選出する。
- 5 学部長補佐は、学部教授会の構成員の中から学部教授会の議を経て学部長が推 薦し、学長が任命する。

(招集・議長)

- 第4条 学部教授会は、学部長がこれを招集し議長となる。
- 2 議長に事故あるときは、学部長補佐または学部委員のうちあらかじめ指名され たものがこれを代行する。
- 3 学部教授会の5分の1以上の者の請求があれば、議長はすみやかに学部教授会を 招集しなければならない。

(定足数)

第5条 学部教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、定足数の5分の1以内は委任状をもってかえることができる。

(議決)

第6条 議決は、学部長の選出および特別議決を要する事項のほかは、出席者の過半 数の賛成をもって決定する。

(議事)

- **第7条** 学部教授会は、次の事項について審議し、決定する。ただし、全学部に決定を要する事項はこれを除く。
 - (1) 学生の進級、留年または卒業に関する事項
 - (2) 学生の学籍に関する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 学部学生の指導に関する事項

- (5) 教員人事(学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・ 派遣等)に関する事項
- (6) 大学評議員の選出
- (7) 学部の将来計画に関する事項
- (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項
- (9) 学部教育計画に関する事項
- (10) 学部の研究に関する事項
- (11) 学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
- (12) 大学評議会から委嘱された事項
- (13) その他学部長及び学部教授会が必要と認める事項 (特別議決)
- **第8条** 学部教授会の議事のうち、専任教員の任免に関する事項および昇格審査に関する事項は、無記名投票による投票総数の3分の2以上の多数によって決定する。 (学部委員会)
- 第9条 学部長のもとに学部委員会をおく。
- 2 学部委員会の運営については別に定める。

(特別委員会)

- **第10条** 学部教授会は、その必要に応じて特別委員会等を設置することができる。 (議事録)
- **第11条** 学部教授会の議事録は学事課が作成し、学部長がこれを管理する。 (規則の所管課)
- 第12条 この規則の所管課は学事課とする。

(改正)

第13条 この規則は大学評議会の議を経て改正する。

附則

- 1 この規則は、昭和44年4月1日より制定施行する。
- 2 この規則は、昭和51年1月1日より一部改正施行する。
- 3 この規則は、昭和60年2月14日より一部改正施行する。
- 4 この規則は、昭和61年4月1日より改正施行する。ただし、本規則の改正前に選出された役職者、専門委員は、改正前の任期を継続するものとする。
- 5 この規則は、1991年4月1日より一部改正施行する。
- 6 この規則は、1993年4月1日より一部改正施行する。
- 7 この規則は、1995年4月1日より一部改正施行する。
- 8 この規則は、1997年4月1日より一部改正施行する。
- 9 この規則は、2007年4月1日より一部改正施行する。
- 10 この規則は、2013年4月1日より一部改正施行する。

(申し合わせ事項)

なお、2013 年度に就任する学部長の選出については、新規則の第3条第3項により 実施する。